

鳴門教育大学入学者の既修得単位の取扱いに関する規程

平成16年 4月 1日
規程第 54号

改正 平成17年 3月14日規程第18号
平成24年 3月19日規程第31号
平成27年 2月27日規程第4号
平成31年 2月27日規程第4号
令和8年 2月27日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第52条第4項及び第72条第4項の規定に基づき、鳴門教育大学の学部及び大学院に入学した者の既修得単位の取扱いについて、必要な事項を定める。

(認定の条件)

第2条 既修得単位の認定は、その授業科目の内容が学部及び大学院において開設している授業科目と同等のものであると認められ、かつ、その時間数が当該授業科目の時間数を下回らない場合に限り認定するものとする。

(認定の手続)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学した年度の4月15日（後期入学者においては、10月15日。その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。以下期日を定める場合は同じ。）までに学長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定願（別記様式第1号）
- (2) 認定願授業科目概要（別記様式第2号）
- (3) 成績に関する証明書

第4条 削除

(審査の方法)

第5条 審査は、当該授業科目を担当する教員が行うものとする。

2 前項の審査に当たっては、当該授業科目ごとに試験、口頭試問等を行うことができる。

(審査の報告)

第6条 当該授業担当教員は、審査の結果を既修得単位審査結果報告書（別記様式第3号）により4月30日（後期入学者においては、10月31日）までに教務委員会委員長に報告するものとする。

(認定機関)

第7条 既修得単位の認定は、教務委員会の議を経るとともに、教授会の意見を聴いて、学長が行うものとする。

(認定書の交付)

第8条 既修得単位の認定を受けた者には、単位認定通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(学籍簿への記入)

第9条 既修得単位の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「認定」と記入する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

既 修 得 単 位 認 定 願

年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

学則第52条又は第72条第1項の規定に基づき下記単位を認定して下さるようお願いいたします。

記

本学の学部又は大学院の単位として認定を受けようとする授業科目, 単位		本学の学部若しくは他の大学, 短期大学又は本学の大学院若しくは他の大学院で修得した授業科目, 単位	
授 業 科 目 名	単 位	授 業 科 目 名	単 位
計		計	
大学又は 大学院名	大 学 短期大学 大学 大学 院	学 部 研究科	専 攻 学 科 専 攻 コース 年 月 日入学 年 月 日卒業・修了・退学

学部はクラス担当教員印, 大学院はコース長又は分野責任者等印

備考 規格は, A4とする。

認定願授業科目概要

所 属

学籍番号

氏 名

本学の学部若しくは他の大学、短期大学又は本学の大学院若しくは他の大学院で修得した授業科目名	単 位	時間数	授 業 科 目 の 概 要

(注) 成績に関する証明書及び授業科目の概要について記載した書類の写し各1部を添付すること。

備考 規格は、A4とする。

既修得単位審査結果報告書

年 月 日

教務委員会委員長 殿

授業担当
教員氏名

下記のとおり授業科目について審査したので報告します。

記

所 属 学 籍 番 号 氏 名					
本学学部又は大学院の単位として認定を受けようとする授業科目，単位	本学の学部若しくは他の大学，短期大学又は本学の大学院若しくは他の大学院で修得した授業科目，単位及び評価				
授 業 科 目 名	単 位	判 定 欄	授 業 科 目 名	単 位	評 価
		可・否			
		可・否			
		可・否			
		可・否			
		可・否			
		可・否			

備考 規格は，A4とする。

